



# 山形県公報

平成23年2月4日(金)  
第2217号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 歳入の徴収の事務の委託……………(地域・交通政策課) ……81
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……82
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……同
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……83
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 道路の位置の指定の変更……………(村山総合支庁建築課) ……84
- 開発行為に関する工事の完了……………(同) ……同

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 山形県立高等学校の授業料等徴収条例第1条の2第1項第2号に規定する生徒からの授業料及び受講料の徴収に関し必要な事項を定める規則……………同

#### 告 示

- 山形県指定有形文化財の指定……………87
- 山形県指定天然記念物の指定……………同

### 公 告

- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会……………(都市計画課) ……88

## 告 示

### 山形県告示第71号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成23年2月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 委託した徴収事務  
平成22年度に貸し付ける地域総合整備資金に係る償還金の徴収事務
- 2 受託者の名称及び住所  
(1) 名 称 財団法人地域総合整備財団  
(2) 住 所 東京都千代田区平河町二丁目5番6号
- 3 委託年月日  
平成23年1月26日

**山形県告示第72号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成23年2月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                         | サービスの種類     | 廃止年月日        |
|----------------|-------------------------------------|-------------|--------------|
| 有限会社ほほえみの里     | 居宅介護支援事業所なごやか<br>飽海郡遊佐町江地字中屋敷田3番地の7 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成22. 12. 31 |

**山形県告示第73号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年2月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                    | 障害福祉サービスの種類                | 指定年月日       |
|------------------------------|--------------------------------|----------------------------|-------------|
| 社会福祉法人共生<br>鶴岡市本町三丁目2番5号     | グループホーム「よつばの里」<br>鶴岡市本町三丁目2番5号 | 共 同 生 活 介 護<br>共 同 生 活 援 助 | 平成23. 1. 25 |

**山形県告示第74号**

因幡堰土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成23年1月25日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年2月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所、酒田市役所、三川町役場
- 縦覧に供する期間  
平成23年2月8日から同年3月9日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第75号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成23年2月4日から同月17日まで縦覧に供する。

平成23年2月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 一般国道
- 路 線 名 347号
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長                        |
|-------------------------------|------|---------------------------------------|----------------------------|
| 村山市大字白鳥字坂ノ下3916番97から<br>同 上まで | 旧    | 15.0 <small>メートル</small><br>}<br>14.0 | <small>メートル</small><br>295 |
|                               | 新    | 15.5 <small>メートル</small><br>}<br>14.0 | 同 上                        |
| 村山市大字白鳥字寺ノ前3874番2から<br>同 上まで  | 旧    | 14.5 <small>メートル</small><br>}<br>14.0 | <small>メートル</small><br>100 |
|                               | 新    | 15.5 <small>メートル</small><br>}<br>15.0 | 同 上                        |
| 村山市大字白鳥字寺ノ前3885番3から<br>同 上まで  | 旧    | 14.5 <small>メートル</small><br>}<br>14.5 | <small>メートル</small><br>50  |
|                               | 新    | 15.5 <small>メートル</small><br>}<br>15.5 | 同 上                        |

**山形県告示第76号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成23年2月4日から同月17日まで縦覧に供する。

平成23年2月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 347号
- 2 供用開始の区間 村山市大字白鳥字坂ノ下3916番97から  
同 上まで  
村山市大字白鳥字寺ノ前3874番2から  
同 上まで  
村山市大字白鳥字寺ノ前3885番3から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成23年2月4日

**山形県告示第77号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成23年2月4日から同月17日まで縦覧に供する。

平成23年2月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 米沢猪苗代線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員                                 | 延 長                        |
|----------------------------------|------|---------------------------------------|----------------------------|
| 米沢市本町二丁目628番1から<br>同 本町一丁目637番まで | 旧    | 10.2 <small>メートル</small><br>}<br>9.9  | <small>メートル</small><br>143 |
|                                  | 新    | 38.0 <small>メートル</small><br>}<br>22.0 | 同 上                        |

**山形県告示第78号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び村山市役所において縦覧に供する。

平成23年2月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有第486号
- 2 変更の内容

| 変 更 事 項   | 変 更 前                          | 変 更 後                                                      |
|-----------|--------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 指 定 の 場 所 | 村山市大字湯沢字長面258の11、258の17、3375の2 | 村山市楯岡北町二丁目258番11、258番18、258番23、258番26、258番28、3375番2、3375番4 |
| 道 路 の 現 況 | 幅員4.0メートル 延長34.5メートル           | 幅員4.0メートル 延長33.5メートル                                       |

- 3 変更年月日 平成23年1月25日

**山形県告示第79号**

次の開発行為は、完了した。

平成23年2月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成22年12月27日 指令村総建第5035号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市大字蟹沢字南浦73番2、73番3、73番4、73番5
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東根市大字東根甲9266番地の247  
長沢優美子

**教育委員会関係****規 則**

山形県立高等学校の授業料等徴収条例第1条の2第1項第2号に規定する生徒からの授業料及び受講料の徴収に関し必要な事項を定める規則をここに公布する。

平成23年2月4日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

**山形県教育委員会規則第2号**

**山形県立高等学校の授業料等徴収条例第1条の2第1項第2号に規定する生徒からの授業料及び受講料の徴収に関し必要な事項を定める規則**

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県立高等学校の授業料等徴収条例（昭和43年3月県条例第18号。以下「条例」という。）第1条の2第1項第2号に規定する生徒からの授業料及び受講料（以下「授業料等」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（特別の事由）

第2条 条例第1条の2第1項第2号に規定する特別の事由は、次の各号に掲げる事由とする。

- （1）高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を卒業し、又は修了していること。
- （2）次の表の左欄に掲げる生徒が、それぞれ同表の右欄に掲げる期間を超えて在学していること。

|                          |                                                                                                                                 |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 県立高等学校の全日制の課程<br>に在学する生徒 | 36月（第2学年又は単位制による課程における第2年次に入学を許可された者にあつては24月、第3学年又は単位制による課程における第3年次に入学を許可された者にあつては12月）                                          |
| 県立高等学校の定時制の課程<br>に在学する生徒 | 48月（第2学年又は単位制による課程における第2年次に入学を許可された者にあつては36月、第3学年又は単位制による課程における第3年次に入学を許可された者にあつては24月、第4学年又は単位制による課程における第4年次に入学を許可された者にあつては12月） |

(3) 通信制の課程に在学する生徒の履修した科目の単位数の合計が、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第1項第3号に定める額に48を乗じて得た額を条例第2条第1項第2号に定める額で除して得た数（当該除して得た数に1未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた数）を超えること。

- 2 前項第2号の規定にかかわらず、年度の途中に入学を許可された者に係る同号の表の右欄に掲げる期間は、同表に定める期間を超えない範囲内で当該許可をした県立高等学校の学校長が定める月数とする。
- 3 第1項第2号又は前項の期間は、その初日において県立高等学校に在学していた月を一月として計算する。
- 4 第1項第2号に掲げる事由又は第2項に規定する者に該当する生徒から徴収する授業料の額は、第1項第2号に規定する期間を超えて在学している期間又は第2項に規定する月数を超えて在学している月数に条例第4条各号の規定による授業料の額を乗じて得た額とする。
- 5 第1項第3号に掲げる事由に規定する者に該当する生徒から徴収する受講料の額は、第1項第3号に規定する数を超えて履修した科目の単位数に条例第2条第1項第2号に定める額を乗じて得た額とする。
- 6 休学、留学、負傷又は疾病に係る療養その他の特にやむを得ない事情があると認められる場合は、第1項第2号に規定する期間、同項第3号に規定する単位数の合計又は第2項に規定する月数に、当該やむを得ない事情を考慮して必要と認められる期間若しくは月数又は当該やむを得ない事情により修得できなかったと認められる単位数を通算しないことができる。
- 7 前各項の規定によりがたい生徒からの授業料等の徴収については、教育長が別に定める。

（授業料等の不徴収の申請）

第3条 前条第6項に規定するやむを得ない事情（休学及び留学による場合を除く。）により、在学期間が同条第1項第2号の期間若しくは月数が同条第2項の月数を超え、又は履修しようとする単位数の合計が同条第1項第3号の単位数を超えるため、当該期間、月数又は単位数に係る授業料等の不徴収の承認を受けようとする生徒は、授業料等不徴収承認申請書（別記様式第1号）により、その旨を在籍する県立高等学校の学校長を経由して教育長に申請しなければならない。

- 2 学校長は、前項の申請を受理したときは、生徒の在学状況に関する意見を付して教育長に進達しなければならない。

（不徴収の決定及び通知）

第4条 教育長は、授業料等不徴収承認申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ授業料等の不徴収の適否を決定し授業料等不徴収通知書（別記様式第2号）により、学校長を経由して当該申請者に通知するものとする。

（不徴収承認の取消し）

第5条 教育長は、前条の規定により授業料等の不徴収を承認されている生徒が、授業料等不徴収承認申請書に虚偽の事項を記載し、その他不正な行為によって承認を受けた場合は、その承認を取り消すことができる。

- 2 前項の取消しを受けた者からは、その取り消された期間、単位数又は月数に係る授業料等を徴収するものとする。

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

#### 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別記  
様式第1号

山形県教育委員会教育長 殿

住 所  
申請者  
県立 高等学校 制の課程  
( 科) 学年 (部)  
氏名 (自署)

授 業 料 等 不 徴 収 申 請 書

下記により授業料（受講料）を不徴収としてくださるよう山形県立高等学校の授業料等徴収条例第1条の2第1項第2号に規定する生徒からの授業料及び受講料の徴収に関し必要な事項を定める規則第3条第1項の規定により申請します。

記

|                                                                                |  |
|--------------------------------------------------------------------------------|--|
| 在学期間<br>(履修合計単位又は<br>在学月数)                                                     |  |
| 規則第2条第1項第2<br>号に規定する在学期間<br>(同条同項第3号に規<br>定する単位数又は同条<br>第2項に規定する月<br>数) を超える理由 |  |
| <p>学校長の意見</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 学校長 印</p>                    |  |

※ 必要に応じて診断書の写し等関係資料の提出を求めることができる。

様式第2号

第 号  
年 月 日

様

山形県教育委員会教育長

## 授 業 料 等 不 徴 収 通 知 書

年 月 日付けで申請のあつた授業料（受講料）の不徴収について、山形県立高等学校の授業料等徴収条例第1条の2第1項第2号に規定する生徒からの授業料及び受講料の徴収に関し必要な事項を定める規則第4条の規定により下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 不徴収の適否 適 ・ 否  
2 不徴収とする期間（単位数）

## 告 示

## 山形県教育委員会告示第2号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第4条第1項の規定により、山形県指定有形文化財として次のとおり指定する。

平成23年2月4日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

| 種 別   | 名 称    | 員 数 | 所 有 者                | 所 有 者 の 住 所     |
|-------|--------|-----|----------------------|-----------------|
| 建造物の部 | 八幡神社本殿 | 1   | 宗 教 法 人 社<br>八 幡 神 社 | 東置賜郡川西町大字洲島字新町3 |

## 山形県教育委員会告示第3号

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第32条第1項の規定により、山形県指定天然記念物として次のとおり指定する。

平成23年2月4日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 長 南 博 昭

| 種 別   | 名 称      | 員 数 | 所 有 者 | 所 有 者 の 住 所 |
|-------|----------|-----|-------|-------------|
| 天然記念物 | 猿羽根楯跡の親杉 | 1   | 個 人   | 最上郡舟形町富田    |
| 天然記念物 | 大井沢の大栗   | 1   | 個 人   | 西村山郡西川町大井沢  |

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成23年2月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 日 時 平成23年2月21日（月） 午後2時
- 2 場 所 上山市河崎一丁目1番10号  
上山市役所 402会議室
- 3 都市計画の変更の案の概要
  - (1) 山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案  
次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課並びに上山市建設課に備え置いて閲覧に供する。）
  - (2) 山形広域都市計画の区域区分の変更の案（上山市仙石地区）  
次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課並びに上山市建設課に備え置いて閲覧に供する。）
- 4 その他
  - (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の趣旨、その理由並びに住所及び氏名を記載した書面を県土整備部都市計画課又は村山総合支庁建設部都市計画課に平成23年2月16日（水）までに提出すること。
  - (2) (1)の書面を提出した者のうち同趣旨の意見のものが多数ある場合には、公聴会において意見を述べることのできる者を選定することがある。
  - (3) 公聴会の運営上必要がある場合には、公述時間を制限することがある。
  - (4) 代理人による意見の陳述は、認めない。
  - (5) (1)の書面を提出した者がいない場合は、この公聴会は中止される。
  - (6) 公聴会についての詳細は、山形市松波二丁目8番1号 県土整備部都市計画課（電話023(630)2588）に問い合わせること。